

大桑村高齢運転者の交通事故防止対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢運転者の交通事故防止のため、安全運転支援装置の搭載された車両（以下「安全運転サポート車」という。）の購入又は、ペダルの踏み間違い時加速抑制装置を後付けで整備した費用に対する補助金交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、安全運転サポート車とは、第1号に規定する機能を有するとともに、第2号から第5号までのいずれかの装置を搭載する自動車という。

- (1) 衝突被害軽減ブレーキ レーダー等で前方の車両や障害物、歩行者等を検知し、それらに衝突するおそれがある場合、運転者へ回避操作を行うよう警報が作動し、衝突が避けられないと判断した場合には、衝突による被害を軽減するために自動的にブレーキ制御を行うものをいう。
- (2) ペダル踏み間違い時加速抑制装置 前方又は後方に障害物がある状況で、ブレーキペダルを踏むべき時に、誤ってアクセルペダルを急に踏み込んだ場合に、急加速を抑制するものをいう。
- (3) 車線維持支援制御装置 走行車線を認識し、車線維持に必要な運転者の操舵力を軽減するとともに、車線から逸脱しそうな場合には、運転者が車線中央に戻す操作を行うよう支援するものをいう。
- (4) 車線逸脱警報装置 走行車線を認識し、車線から逸脱した場合は逸脱しそうな場合には、運転者が車線中央に戻す操作を行うよう警報が作動するものをいう。
- (5) ふらつき注意喚起装置 運転者の低覚醒状態又は低覚醒状態に起因する挙動を検知し、運転者に注意喚起するものをいう。

(補助対象及び補助内容)

第3条 補助の対象とする車両は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、自動車検査証において自家用の用に供するものの記載のある車両とする。対象経費、補助金額は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 自己が所有又は使用する自動車であって、前条に規定する安全運転サポート車を購入した費用。補助金額 30,000 円
- (2) 自己が所有又は使用する自動車であって、前条第2号に規定する

ペダル踏み間違い時加速抑制装置を後付けで整備した費用。補助金額
15,000円

(補助対象者)

第4条 この事業における対象者は、大桑村に住所を有し、現に村内に居住している満65歳以上の者とする。

(非補助対象者)

第5条 前条の規定にかかわらず、村税等の滞納がある者、その他村長が補助対象者として適当でないと認める者とする。

(交付の申請及び請求)

第6条 補助金の交付の申請及び請求をしようとする者は、補助対象自動車について自己の名義に登録を受けた日の属する年度の3月31日までに、大桑村高齢運転者の交通事故防止対策補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次の掲げる書類を添付し、村長に提出しなければならない。

(1) 自動車検査証の写し

(2) 自動車販売店等が作成した安全運転サポート車販売証明書(様式第2号)又は、安全運転支援装置搭載証明書(様式第3号)

(3) 自動車運転免許証の写し

(補助金の交付回数)

第7条 この要綱による補助金の交付は、第3条各号に規定する要件にかかわらず、1人につき1回とする。

(交付及び返還)

第8条 村長は第6条による申請があったときは、速やかに内容を審査し交付決定(様式第4号)を行い、補助金を交付するものとする。

2 この事業により補助を受けたものが、偽りその他不正な手段により補助を受けたと認められたときは、当該補助金を返還させることができる。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。